

茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領

1 目的

この要領は、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。）第6条第1項及び第9条第1項の規定による許可に係る知事の審査の手続き等に関し必要な事項を定め、当該許可事務の適正かつ円滑な執行を図ることにより、土砂等の適正な埋立て等を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 事前協議の手続

（1）条例に基づく土地の埋立て等の許可申請（変更許可申請を含む。）を行おうとする者（以下「事業計画者」という。）は、あらかじめ、土地の埋立て等に関する事前協議書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

なお、事前協議書の提出部数は3部とする。

（2）事前協議書には、次に掲げる関係書類を添付するものとする。

ア 埋立て等区域の位置図（縮尺1/25,000～1/10,000程度とする。）

イ 埋立て等区域の付近の見取図（縮尺1/2,000程度とし、当該埋立て等区域の周辺500mの範囲を含むものとする。）

ウ 埋立て等区域の公図の写し（当該埋立て等区域及びその隣接地を含むものとする。また、当該公図の写しには各筆の地番・地目・面積を明示し、当該埋立て等区域を朱書きするものとする。）

エ 埋立て等区域の地権者一覧（当該地権者の土地ごとに地番、面積を明示するものとする。）

オ 土砂等の発生から処分までのフローシート

カ 埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図

キ 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

ク 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書

ケ 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画及び経路図

コ 事業計画者が条例第7条第5号アからチまでに該当しない者であることを誓約する書面

サ 関係法令手続報告書（様式第2号）

シ その他知事が必要と認める書類

（3）変更許可申請に伴う事前協議書には2（2）の関係書類のうち変更に係る書類を添付するものとする。

(4) 知事は、事業計画者から事前協議書の提出があったときは、市町村長に当該土地の埋立て等に対する意見を求めるものとし、市町村長は意見書（様式第3号）により知事に回答するとともに、その内容を事業計画者に通知するものとする。

(5) 市町村長は、知事から2(4)の意見を求められたときは、当該土地の埋立て等について、地元関係者に対する説明会の開催又は同意取得の必要性、土地利用計画との整合性並びに当該埋立て等区域周辺の生活環境への配慮について回答するものとする。

なお、6ヶ月以内に知事に回答できない場合、市町村長は、意見書の回答が遅延する理由を知事に報告するものとする。

(6) 事業計画者は、当該土地の埋立て等に関係する法令等について知事及び市町村長の指導を受けるものとする。

(7) 事業計画者は、知事及び市町村長の指導に基づき地元関係者に対する説明会を開催した場合には、その結果を知事及び市町村長に報告するものとする。

(8) 事業計画者は、知事及び市町村長の指導を受けた後、同意の取得が必要となった場合には、地元関係者の同意を書面（以下「同意書」という。）により取得しなければならない。

(9) 事業計画者は周辺住民等から事前協議書の閲覧の求めがあったときは、関係書類を閲覧させなければならない。

(10) 知事は、2(1)により事前協議書の提出があったときは、その職員に計画地の現地調査を行わせるものとする。この場合において、知事は、市町村長に協力を求めるものとする。

(11) 事業計画者は、2(7)により地元関係者に対する説明会を開催した後又は2(8)により地元関係者の同意を取得した後は、市町村長にその結果について説明するとともに、土地の埋立て等に係る地元関係者等の調整状況調書（様式第4号。以下「調整状況調書」という。）3部を市町村長に提出しなければならない。

なお、地元関係者の同意を取得した場合にあっては、調整状況調書に、当該地元関係者それぞれの同意書の写しを添付するものとする。

(12) 市町村長は、事業計画者から調整状況調書の提出があったときは、その内容を確認し、その旨を調整状況調書に記載のうえ、2部を事業計画者に返戻するものとする。

(13) 事業計画者は、市町村長に調整状況調書による確認を受けた調整状況調書2部を知事に提出しなければならない。

(14) 知事は、事前協議が終了した場合は、その結果を事業計画者に通知するものとする。

3 地元関係者に対する説明会等

(1) 事業計画者は周辺の地域の住民の理解を得るため、地元関係者に対する説明会を開催する場合、地元関係者の範囲は次のとおりとする。ただし、市町村長の意見により、異なる取り扱いとすることができる。

ア 埋立て等区域の境界から、原則として300m以内に居住する住民(事業所を含む。以下「周辺住民」という。)

イ 埋立て等区域の敷地に隣接する土地の所有者

ウ 埋立て等区域の排水等を放流する水路等の管理者

(2) 地元関係者に対する説明会の開催に代わり、地元関係者から同意を取得する場合にあっては、当該同意書には次の事項を記載しなければならない。

ア 事業計画者の住所及び氏名(事業計画者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

イ 埋立て等区域の地番及び面積

(3) 同意書には、同意者の住所及び氏名が自署され、その者の押印がされていなければならない。

4 事前協議の失効

市町村長から2(4)の意見書の提出があった日から起算して1年以内に、条例第6条第1項又は第9条第1項の許可申請がない場合は、事前協議書が取り下げられたものとみなす。

付 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要領は、平成16年3月31日現在市町村条例の許可を得て土地の埋立て等を行っている場合には適用しない。

付 則

この要領は、平成17年10月11日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和7年3月31日までに土地の埋立て等にかかる市町村条例の許可を得ている場

合または事前協議が終了している場合には適用しない。

(準備行為)

- 3 改正後条例に基づく土地の埋立て等の許可申請（変更許可申請を含む。）を行おうとする事業計画者は、この要領の施行日前においても、2で規定する例により、事前協議の手続きを行うことができる。この場合において、知事は、施行日前においても、2で規定する例により、市町村長に対して意見及び協力を求めること並びに事業計画者に対して指導及び通知をすることができる。

土地の埋立て等に関する事前協議書

年 月 日

茨城県知事 殿

事業計画者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領 2 (1)の規定により，関係書類を添えて次のとおり提出します。

1 土地の埋立て等の目的	埋立て，盛土及び堆積の別，及び目的	
2 埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積（実測） m ²
3 土地の埋立て等を行う期間	許可日から 月（年）間	
4 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
5 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	

※添付書類は事前協議要領 2 (2)に掲げるものとする

関係法令手続報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

事業計画者

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

電話番号

【土地利用規制関係法令】

関 係 法 令	規制区域等	規 制 区 域 等 の 状 況
1 自然公園法 茨城県立自然公園条例	含む 含まない	・ 特別地域 (第1種 第2種 第3種) ・ 普通地域
2 自然環境保全法 茨城県自然環境保全条例	含む 含まない	・ 自然環境保全地域 (特別地区 普通地区) ・ 緑地環境保全地域
3 首都圏近郊緑地保全法	含む 含まない	・ 近郊緑地保全区域 (特別保全地区 保全地区)
4 都市計画法	含む 含まない	・ 風致地区 文教地区 ・ その他 ()
5 都市緑地保全法	含む 含まない	・ 緑地保全地区
6 鳥獣保護及狩猟ニ関スル 法律	含む 含まない	・ 鳥獣保護区域 (特別, 普通)
7 森林法	含む 含まない	・ 保安林区域 ・ 保安林予定森林, 保安施設地区 ・ 地域森林計画対象民有林 ・ その他 ()
8 農業振興地域の整備に 関する法律	含む 含まない	・ 農業振興地域 (農用地区域) ・ 集团的優良農地 ・ その他 ()
9 農地法	含む 含まない	・ 転用許可 (第4条 第5条) ・ 農地改良届
10 文化財保護法	含む 含まない	・ 貝塚, 古墳群, 遺跡, 城跡 ・ その他 ()

関 係 法 令	規制区域等	規 制 区 域 等 の 状 況
11 砂防法	含む 含まない	・砂防指定区域
12 河川法	含む 含まない	・河川保全区域 ・河川区域 ・その他（ ）
13 海岸法	含む 含まない	・海岸保全区域
14 地すべり等防止法	含む 含まない	・地すべり防止区域 ・その他（ ）
15 急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律	含む 含まない	・急傾斜地崩壊危険区域
16 国土利用計画法	含む 含まない	・一定面積以上の一団の土地
17 土壌汚染対策法	含む 含まない	・3,000㎡以上の土地の形質変更
18 宅地造成及び特定盛土等 規制法	含む 含まない	・宅地造成区域 ・特定盛土等規制区域
19 その他	含む 含まない	

【その他の関係法令】

関 係 法 令	関係手続	手 続 の 状 況
1 騒音規制法 茨城県生活環境の保全等 に関する条例	要 不要	・特定建設作業の届出

意見書

1 地元関係者に対する説明会の開催又は同意取得の必要性について

(注) 記載上の留意事項

- (1) 説明会の開催又は同意取得の別を記載
- (2) 同意の取得を必要とする場合の地元関係者の範囲を明記

2 土地利用上の整合性について

(注) 記載上の留意事項

- (1) 国土利用計画法，都市計画法，農業振興地域の整備に関する法律，森林法，自然公園法等，法令に基づく土地利用に関する計画との整合性
- (2) 道路，公園，河川，水路等公共公益施設等の利用又は整備計画との整合性
- (3) 農業土地基盤整備事業等との整合性
- (4) その他法令に基づく土地利用規制との整合性

3 埋立て等区域周辺の生活環境への配慮

(注) 記載上の留意事項

- (1) 通勤，通学などの交通事情への影響
- (2) 飛散流出・騒音対策

様式第4号

土地の埋立て等に係る地元関係者等の調整状況調書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____
連絡先 Tel _____

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

説明会の開催	開催日時	年 月 日 () : ~ : まで
	開催場所	
	出席者の状況	1 出席者：対象者 戸のうち出席者 戸 2 説明者 3 市町村
	開催状況	説明概要、地域住民からの要望、説明者の回答などについて記載すること。 また、開催できなかった場合は、その状況等を記載すること。
	欠席者への対応	
同意取得	対象者 戸のうち 同意者数 戸 周辺住民 不同意者数 戸 不同意の理由 []	
	隣接土地所有者 人のうち 同意者数 人 隣接土地 不同意者数 人 所有者 不同意の理由 []	

放流水路等の 管理者	同意取得の有無（有・無） 管理者の住所・氏名		
※ 調整内容の確認	1 説明会の対象者の範囲	適	否
	2 説明会開催内容	適	否
	3 説明会欠席者への対応	適	否
	4 同意書原本との照合	適	否
	5 同意書の内容	適	否
	6 同意の範囲	適	否
	確認年月日	年	月 日
	確認者 市町村長		印

※欄：事業計画者は記入しないこと

添付書類：説明会開催の場合は、説明会対象者名簿，説明会対象者の範囲の分かるもの（住宅地図等），説明会開催時の出席者名簿，配布資料及び議事録

同意取得の場合は、同意取得対象者名簿，同意取得対象範囲のわかるもの（住宅地図等），地元関係者，隣接土地所有者，水路等管理者の同意書の写し

（注）市町村長は、事業計画者の責めに帰すことのできない理由により、周辺住民等の同意が得られない場合で、やむを得ないと認めるときは、「調整内容の確認」欄 6 同意の範囲の適に○を付けること